

ハンブルク州における新型コロナウイルス対策（更なる追加措置）

2020年3月23日
在ハンブルク日本国総領事館

【ポイント】

3月22日、メルケル・ドイツ首相は、新型コロナウイルスの更なる拡散を防止するために、連邦政府と各州政府の間で合意した、新たなガイドラインを発表しました。

これを受けて、ハンブルク州は、現行州令（一般指令（Allgemeinverfuegung））を改定し、更なる追加措置を決定しました。主な改定内容は以下のとおりです。

【本文】

- 公共の空間では、それが場所的にあるいは空間的に可能でないかあるいは別途の許可が与えられていない限り、人と人との間隔を最低1.5m確保する。
- 公共の空間における滞在は、1名のみか、非同居者の1名の同行、又は同居者の同行が認められる。
- 体のケア関連業種（美容院、メイク・スタジオ、マッサージサロン、タトゥー・スタジオ及びその他類似の業種）は禁止（ただし、医療的に必要とされる場合は除く）。
- 本州令は、直ちに施行され、当面2020年4月5日（右期日を含む）まで有効。

（ハンブルク州サイト（ドイツ語））

<https://www.hamburg.de/coronavirus/pressemeldungen/13746346/2020-03-22-weitere-massnahmen-gegen-das-coronavirus-in-hamburg/>

※上記改定以外は、引き続きこれまでの州令が有効です。3月21日付けの当館領事メール（ハンブルク州、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州及びニーダーザクセン州における新型コロナウイルス対策（追加措置））も併せご参照ください。

<https://www.hamburg.emb-japan.go.jp/files/100027058.pdf>

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und->

[sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen](#)

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoud19qa_kanrenkiyou00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenkenkoukekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届 (3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html